

近世浦賀の干鯛問題と公共性

茅ヶ崎高校 林 三 郎

一 はじめに

東島は「公共性問題の輻輳構造」の中で、公共性を「共通善」（万人に共通のもの）というより、（万人に開かれた領域）と捉えようとした。アーレントが（公共領域）について論じたとき、「密接に関連しているが完全に同じではない二つの現象」が含意されているとした。共通世界は万人に共通の集会場ではあるが、そこに集まる人びとは、その中で、それぞれ異なつた場所を占めている」のであり、この「他者によって、見られ、聞かれる」ということが、公共領域の本質である。

そして東島は公共性の問題を扱つた日本史研究者として、一九七九年の水林論文を評価する。（『季刊現代法』の「西欧における市民的公共性論とその批判の歴史覚書」）。また、網野善彦の『無縁・公界・楽』論をハーバーマスの市民的公共圏論との論理の共通を指摘した花田達朗を引用して、評価した。

また、東島は「公共圏」を考える基礎範疇として、「交通」概念を確認するが、ここでは石母田正『日本の古代国家』で展開された「交通」概念を評価する。石母田は国家の本質として、交通の支配を注目した。ここでいう「交通」とは経済的には、商品交換や流通や商業および生産技術の交流であり、政治的には、戦争や外交を含む対外諸関係であり、精神的には、文字の使用から法の継受にいたる多様な交流である、とした。石母田は「交通」（フエアケアー）

の關係づける他者性の問題に注目している。また石母田は「結社」概念を評価する。論文「国家と行基と人民」で、石母田は行基の「知識結」を国家と個の中間団体と捉え、この結社が共同体や身分の社団から区別されるのは、その交通網への参入が個人の自由意志に基づくとした。「結社」という「交通」関係の不断の構築によつてしか「公共圏」が創造されえないことを確認している。

また東島は、津田左右吉が展開した中世勸進を、「公共」概念で捉えている。津田は中世の「棧敷」の作り出す「万人に開かれた領域」の意味を問うた。国家と社会の癒着の中に成立した「棧敷」の中にある、ポテンシャルを考え、それを、「身分からの自由の場としての文化」、すなわち、「文芸的公共圏」の現出と捉えた。身分制からの脱却、共同体からの「無縁」の場の現出と捉えた。

ハーバーマスによる市民的公共性

ハーバーマスは「公共性の構造転換」の中で次のように展開する。「公共」の催しとは、内輪の社交とはちがって、だれにでも入場できる催しのことである。「公共建造物」というと、誰もが出入りできるというだけでなく、国家の諸機関を収容しているという意味での公共的建物である。公的というカテゴリーの用法には、世論とか憤激した公衆という意味での用法であるこの意味での公共性の主体は公論（世論）の担い手としての公衆である。公共性そのものは、生活圏として現れる。

市民的公共性とは

齋藤純一は「公共性」のなかで、公共性とは、誰でもがアクセスしうる空間ということである。オープンであること、閉域をもたないことが公共性の条件である。人びとのいだけく価値が異質なもので

ある。差異を条件とする言説の空間である。人びとは複数の集団や組織に多元的にかかわることが可能である。市民的な公共性については、カントの言う「コミュニケーションの自由」と「批判的公開性」を軸に展開さて、公権力に対する批判的領域として位置付けられる。しかし、市民的公共性は市民層の公共性であり、人民的公共圏を抑圧する関係にあった。ただし、非市場的な領域としての「市民社会」での、さまざまな結社が政治的意思形成のための言説の空間としての機能を果たす。市民フォーラム・市民運動・非営利団体など、いわば「自律的公共圏」である。さまざまな公共圏が「コミュニケーション権力」を形成し、それを政治システムに向ける。この場合、「行政権力」は「コミュニケーション権力」のみを発生源とする。さらに「コミュニケーション権力」は意思決定の権力になるべきではない。政治的な公共性は意思決定＝公論の形成の枠の中にとどめる。

ここでの公共性をまとめておくことにする。

一、万人に共通の集会場ではあるが、そこに集まる人々は、異なった場所を占める。そこでは、他者により見られ、聞かれる。

二、結社とは、その交通網への参入が個人の自由意志に基づくものである。結社という「交通」関係の不断の構築により公共圏が創造される。

三、公共性の主体は公論（世論）の担い手としての公衆である。公共性の実態を近世の浦賀で展開された干鯛問題から実証する。

二 江戸干鯛問屋の成立をめくって

元文四年幕府に公認され成立。そして、文化一〇年に冥加金二〇

〇両を上納する。さらに、元禄年間に干鯛問屋の株仲間が形成する。次に江戸干鯛問屋の成立について記述する。

寛永一四年関西よりの漁業者により、銚子より江戸に干鯛が送られる。元禄三年には、幕府が関東・伊豆・駿河から江戸へ城米・蔵米を輸送する河岸・湊を設定し、そこからの距離と運賃を決定した。こうした江戸を結節点とする領主的流通路の成立にともない、小商品生産が展開され、在方市場が形成される。元禄一〇年、上野国富岡町では江戸より、干鯛五七四俵を仕入れ在地農村に売りさばくがある。村明細帳にも元禄以降に干鯛が肥料に使用される記録がある。元禄一四年、相模国高座郡栗原村（座間市）では、田畑のこやしとして干鯛を鎌倉坂ノ下から買うとある。宝永二年高座郡当麻村（相模原市）でも干鯛の使用とある。宝永三年橋樹郡北加瀬村（川崎市幸区）でも干鯛の使用とある。延享三年橋樹郡菅村（川崎市多摩区）では、干鯛で商品作栽培をしたとある。田中丘隅の『民間省要』には享保年間に、入会地が新田畑になり、採草地の不足から金肥に頼らざるを得ないと記録にある。

問屋の成立については、文化一〇年干鯛問屋に新しく加入できなくなる。そして、冥加金の上納が始まる。享保期の豊漁期に荷物揚場や売場を広げる。問屋仲間は銚子揚場と永代町組に分かれる。元禄一三年銚子揚場は「銚子場」を新設する。銚子方面からの干鯛の揚場とする。元禄一四永代町組は「永代場」を新設する。東上総・安房方面からの干鯛の揚場とする。

三 浦賀干鯛問屋の成立をめくって

「新編相模風土記」に天正年間に問屋数一五とあるが、これは疑

問。三崎は家康の関東入国の天正一八年に、徳川氏水軍の根拠地になり、寛永元年に幕府の番所が設置され、番所の置かれた走水（横須賀市）とともに、海上交通統制機構となる。浦賀は商品の流通により、西国筋と結びついた。寛永一四年ごろ、九十九里浜・銚子などで関西出稼ぎの漁民が、江戸に干鰯を積み登せたが、江戸には問屋が少なく、干鰯の専門の商人も少なかった。こうした理由で、水運の拠点であり、関西との海上交通に便利であった浦賀が干鰯流通の拠点となる。延享三年の浦賀湊は奥行きがあり、水深も深く、三方を山に囲まれ、大船でも停泊できる良港と記録されている。

干鰯は関西では木綿織物の実綿生産に、田畑の生産力を高める肥料として使用された。そのため鰯網漁業も畿内の周辺地域（若狭・和泉・紀伊など）で発達したが、漁場が狭く、漁場争論が多く、新たな漁場の開発をする。元和年間から承応年間に紀伊の漁民が安房で鰯業を展開した。寛永年間（一六三三）には関西の漁民が相模（三浦郡）や安房に出漁している。近世初期では、出稼ぎ漁民が漁船で持ち帰り、網主と干鰯商を兼ねる者が、干鰯商人に販売していた。その後、浦賀を中継基地として利用する方法になる。「東浦賀干鰯問屋関係史料」には、加工された干鰯を産地から浦賀まで積み越し、浦賀の廻船商人に預け置き、上方に行く廻船を見つけ、干鰯を積み登せるとある。寛永一九年三崎・走水番所両奉行から干鰯問屋仲間の設定が認められた。関西の資本をもつ干鰯商人の浦賀移住が中心で、生国を問屋の屋号にした。元禄五年から冥加金二〇〇両を上納する。このとき浦賀の戸数は二七〇軒。人口は一四〇〇人。慶安元年廻船の夜間の安全航行のために、浦賀湊入口に燈明堂（灯台）を幕府の費用で建設する。享保二一年問屋数は二八。戸数は元

文四に四〇〇戸。一八〇〇人。この時期は、豊漁期であり、問屋数や戸数が増加する。一七四〇～一八〇〇年、この時期は「不漁期」で干鰯輸送は激減。問屋は二分の一に激減。一八〇〇～一八〇四年は、「豊漁期」で、文化五年には、問屋数は二九。

干鰯の集荷が村落の生活に密接に関係している。元文年間の「不漁期」には、村の人々の生活は困難になり、食事ができなくなる者の出現。餓死者もでる。商家は戸をとざし、入港する船に物乞いする。人口は流失し、問屋は破産し、江戸に移転する。こうした状況に、幕府は延享四年に十分一浦賀揚令を出す。

四 房総沿岸における鰯業の推移

1 鰯業の「豊漁期」と「不漁期」をめぐって

先学の研究をまとめると、次のようになる。（西岡秀雄・菊地利夫・荒居英次など）

第1豊漁期（寛永一五年～万治三年）

房総半島沿岸の鰯漁業地が成立し、干鰯問屋とその集荷圏の形成。

第2豊漁期（延宝六年～享保一〇年）

江戸と浦賀に干鰯問屋仲間の成立。

第2不漁期（享保一一年～文化一二年）

江戸・浦賀干鰯問屋が衰退し、大阪干鰯問屋も衰退。

第3豊漁期（一八〇〇～一八四〇）

第4豊漁期（一八六〇～一八八〇）

干鰯問屋の廃止と再興があり江戸と浦賀が係争する。

第5豊漁期（一九二〇～）

2 房総半島の干鰯の産地について

江戸干鰯問屋記録（慶応図書館）によると、次の地域の漁獲量・網数などが記載されている。

房総沿岸の東浪見から日在。九十九里浜南端の東良見より井戸野。九十九里浜の四天木から木戸で「北場」と呼ばれる漁場。

九十九里浜の木戸から銚子で「上総」と呼ばれる漁場。

房総半島の南端、内房の柏崎（館山）から外房の平館（千倉）で

「西方」と呼ばれる漁場。房総半島の太平洋岸の外房の夷隅の海岸は「本場」と呼ばれる漁場。本場には3地域がある。白子（千倉）から吉尾（勝浦）。松部（勝浦）から小浜（大原）。そして、

塩田（大原）から和泉（太東）である。

浦賀干鰯問屋によると、東上総の「本場物」は最高級品で「西方物」は上級品、「北場物」「下総物」は下級品といわれている。「本場物」とは、生鰯をむしろの上で乾燥させる、品質の良いもの。九十九里浜から銚子では大量に取れるので砂浜でじかに乾燥させる。

3 浦賀干鰯問屋と外海廻り関連

菊地利夫論文によると、江戸干鰯問屋は利根川水運により、銚子半島と九十九里浜から干鰯を集荷した。さらに、浦賀干鰯問屋は外海廻り海運を利用し、九十九里浜南部と夷隅・安房海岸から集荷したという。

当時の廻船の接岸状況（「房総三カ国漁事見込」）を見ると。九十九里浜の東浪見村より尾形村まで、東浪見の方を「南場」と呼び、尾形の方を「北場」と呼んだ。この辺は船が停泊するのによりしくない。したがって、干鰯積船は夷隅郡の奥である「津湊」や「砂子」などに滞船して、日和をみて、九十九里へ行き、荷物を積んだ。日

和が悪いと、1ヶ月も船積みできないので、陸にて内川を廻し、江戸に積み送る。海上輸送の荷物は、漁高に応じて行方が、「南場」は「北場」より船積みがよろしく、北に寄るほど船積みは難しくなる。こうして、「北場」は船積みがわずかになる。九十九里浜の干鰯は廻船で輸送する場合は「南場」だけであり、ここから海上を輸送して、浦賀の干鰯問屋に集荷したものと考えられる。

五 浦賀干鰯問屋をめぐる

1 東西浦賀の分裂

元禄五年に浦賀は東浦賀と西浦賀に分裂する。その理由は、村方夫役・村入用割合のトラブルであるが、ほかに「神事の混乱」があった。元禄五年の「干鰯問題公訴」の際に、叶明神（浦賀の総鎮守）を東浦賀に勧請した。このとき、上総国勝浦村の一郎左衛門が西浦賀での新問屋の開設と、干鰯一手扱いの許可を出願した。東浦賀は「田畑なく、干鰯問屋にて生活を成立させている、一五軒の問屋と村中は難渋する」と代官に出訴するも、一郎左衛門は敗れる。東浦賀は、干鰯売買で生活を成立させていた。地域ぐるみの干鰯依存経済で、問屋の仕入れた干鰯を、小前の者が「揚卸」していた。商品経済の浸透が、同じ共同体としての地域を分断し、政治的なトラブルに発展する。

2 西浦賀の港湾都市への発展

享保五年、下田番所の浦賀への移転。幕府は東浦賀が番所移転の候補とするが、干鰯問屋ら東浦賀が反対する。その理由は、一万八〇〇坪余の番所用地の収公と、干鰯売買場所二八〇〇坪の召し上げというものであった。しかし、西浦賀への番所移転は港湾都市とし

て發展を促し、下田から旧問屋が移住し、入津廻船のため船宿・小売店の営業などで、廻船基地になる。その後、西浦賀から東浦賀の干鯛取権の専有への異議が出される。そして、延享3年には問屋の運上不納に伴い、干鯛問屋職の入札に西浦賀が参加する。さらに、天保二年には、西浦賀は奥州・常州産の干鯛取引権を主張し、慶応三年には、水戸藩の国産会所を誘致し、水戸産出の干鯛取引を実現しようとする。これらの、西浦賀の動向に対して、東浦賀が反発する。慶応三年の水戸藩国産会所問題では、干鯛問屋惣代村役人による願書提出し、訴願体制を形成する。その後、町頭や小前惣代による訴願もおこなわれる。小前層の騒ぎ立ちに対しては、町頭衆が説得し、「奉行所の沙汰の次第では、自分たちが騒動の主体になる。」と明言する。西浦賀の廻船基地へ動きに対しても反発し、天保一二年、浦賀奉行所の東西浦賀にあった荷物改所の統廃合で、西浦賀の新改所設置に反対し、統廃合を撤回させる。

3 天保二年の不買運動

天保二年から、房総三カ国の干鯛売買権をめぐるトラブルが発生する。その内容は次のようなものであった。文化期以降の奥州・常州の干鯛荷の増大にともない、東西浦賀に「無株の者」が出現する。そこで、天保二年、東浦賀の干鯛問屋は無株商人による奥州・常州の干鯛荷扱いの取締りを浦賀奉行に要請。これに反発した西浦賀の商人物代は、房総三カ国以外の干鯛メ粕荷の勝手売を出願し、常州のメ粕の西浦賀揚げを強行する。奉行所は「一件落着迄」の売買差し止めを命じる。

こうような動向に対して、西浦賀では不買運動が起こる。東浦賀の年寄石井家の日記には天保二年二月一日に、「東浦賀の魚屋

が西浦賀に売りに行くと、西にては一同申し合わせるにより、壹疋も買ってくれなかった。」とある。魚だけでなく、油売りや棒手売りなどの日常品が不買の対象になり、東浦賀の振売層を不買運動の対象としている。奉行所は、西浦賀の村役人と町頭を召還して、不買の中止を命じる「不調法書」をとる。

4 不買運動をめぐる住民問題

奥州・常州荷の干鯛の売買にかんする東西商人の係争が、「小前の心持ち」を考えて対応をするということになった。干鯛問題が村内振売層の動向に関連していた。振売層が不買運動の標的にされた理由として考えられるのは、振売層らの、魚売り・油売りなどの行商は東西浦賀に存在し、依存しながら生活を成立させていたからである。干鯛問題が両住民に分裂を生みだす。東浦賀の階層的なズレによって生じる利害関係にくさびを打ち込もうとし、東浦賀の世論の分裂を、この不買運動はめざしたといえる。

東浦賀は共同性を回復する動きを見せる。通報をうけた町頭は、「長き事は、これあるまじきこと。」と、動揺する振売層を落ち着かせ、村役人は奉行所に上申し対策を考える。奉行所は不買の中止を指令し、振売層の生業を回復する。また、「村付株」に独占権にこだわらぬ東浦賀の姿勢をかえ、西浦賀に一定の干鯛取引権を認める。

この間の西浦賀の住民結合を考える。奉行所から「不調法書」とられた西浦賀の村役人や町頭が、住民結合の中心である。彼らの結合の論理をみることにするが、天保三年二月の西浦賀の「惣町的訴願」にその特徴がみえる。東浦賀の干鯛売買の独占は年季請負制で、一〇年季または、五年季で請負更新し、運上額の改変を可能とするものであった。天保三年一月東浦賀は七五両で請負申請するが、

これに対して、西浦賀は二月に一二五兩で請負申請する。干鯛利権を奪取しようとしたのである。この時、西浦賀の商人惣代とともに「小前惣代」が連署していた。その請負願書には、小前層も難儀だが、干鯛取引権を確保することは「村益」で、「小前一同も、自然と潤う」とされた。

5 東西浦賀の利権闘争の結果

天保二年一月五日、奉行所与力の堀と中嶋が浦賀奉行に東浦賀サイドの事情説明をする。しかし、一月七日、西浦賀が常州産のメ粕の荷揚げを強行する。そして、西浦賀の名主が、与力から叱責を受け、メ粕売買を差し止められる。一月一日からの不買運動も、奉行所の「不興」をかい、一月一七日に不買運動は落着する。そして、浦賀奉行により内済のすずめが展開される。この内済は東西浦賀の村役人・干鯛問屋・西の商人行司らによって行われる。天保三年二月に西浦賀は高額の請負申請をするも、三月二日内済が成立する。その内済の内容は次のようであった。

まず、干鯛問屋の内済案は、①房総三方国分の干鯛・メ粕は西浦賀で取り扱わず、三方国以外に分にかぎること。②西浦賀に受けの干鯛・メ粕は干鯛問屋に差し出し、銀五分の口銭を八分とする。というものであった。一方、仲介人の案は、三方国以外から荷受した干鯛は干鯛問屋に差し出すが、メ粕は相場見合わせの上、干鯛問屋に売り渡すが、下値なら他所に積み出す。というものであった。両案の共通点は、①房総三方国の荷受はしない。②三方国以外から荷受した干鯛は干鯛問屋渡しとする。このことは、限定付だが「無株の者」とされた西浦賀の商人に、「公認」を勝ち取る。③三方国以外のメ粕の取り扱い。というものであった。西浦賀はこのメ粕の他

所積みを担保しようとしたし、東浦賀問屋は両方とも東問屋渡ししようとした。これは、両方とも（干鯛・メ粕）、干鯛問屋渡しとなる。

六 五分の一浦賀揚令

元文三年東問屋は幕府に対して、江戸仕入荷物の五分の一を浦賀揚げにするよう出願する。東問屋は江戸問屋の豊富な仕入込金投下で足場を失いつつあった。江戸問屋との競合に敗れ「五分の一浦賀揚令」を出願する。浦賀奉行から老中に伺書を上申する。そこから町奉行に評議下げ。さらに老中に上申して決定する。

「五分の一浦賀揚令」とは、江戸問屋が自己資金で仕入れた房総産干鯛荷物の五分の一を無条件に、東浦賀に陸揚げさせるといふ、干鯛売買権の完全な割譲である。江戸問屋は「迷惑」と主張するも、町奉行は、干鯛揚場は商売だから、「公儀より可被仰付筋二は無御座」と、江戸問屋と浦賀問屋との「相対」が適当と判断する。江戸問屋は拒否し破談となる。江戸、大坂・伊勢など東問屋と取引のあった各地商人は、「破談」で資金融通を拒否する。

元文四年東問屋から浦賀奉行へ「浜方へ、浦賀揚げ奨励の浦触を出すように」との出願がある。幕府のテコ入れて、各地の金元の心証を得て、再支援を得る。幕府への出願の趣旨は、水揚げ増進による浦賀経済の復調が運上を可能にする。というものだった。江戸問屋の反応は、江戸問屋の仕入金なき干鯛荷物の浦賀揚げは、差し支えないと、好意的である。老中は、町奉行・浦賀奉行・勘定奉行に東問屋の意向をくんだ浦触を發布する。これが、元文五年「浦賀揚促進令」の発布である。干鯛商売と東浦賀住民の成り立ちとの関係に

幕府は一定の理解を示したのである。「浦賀揚促進令」に対する、江戸問屋の同意には、町奉行の説得が考えられる。その背景には、浦賀番所は江戸入津荷物を改める基地で江戸経済に密接に関連していたからである。番所の業務に東問屋は中心にかかわっていた。東問屋の経済的な打撃は、運上不納の事態を起こすのみならず、番所の公的業務の遂行に影響を及ぼすものであった。

七 十分の一浦賀揚令

寛保三年滞納した干鰯運上の免除を東問屋が出願する。浦賀奉行は、上納できなければ、問屋職を召し上げるとする。東問屋は「箱訴して、未納分の年賦と運上の減額を願う。しかし、問屋役の没収になる。またも「箱訴」し勘定奉行に吟味を受ける。勘定奉行は運上の増金と、年賦金の短縮上納を要求。その後、未納金の年賦方法で行き違いがあり、問屋役の返上になる。幕府の対応は厳しい。跡役は江戸の浜屋勘左衛門で、運上は三五〇両であった。浜屋も二年で問屋役を没収。浜屋の跡役は勘定奉行屋敷で入札。格別の評議で、運上二〇〇両で東問屋の請負になる。浦賀奉行の尽力で、入札者は浦賀での商売が義務づけられた。これ以降幕末まで東浦賀の請負体制が続く。幕府の東浦賀救済が決定。高額運上主義からの脱却。幕府は干鰯と東浦賀住民成り立ちの密接な関係を認めた。

東問屋は請負決定の直後、江戸問屋の浦賀移転を願い出る。資金力と集荷力を持つ江戸問屋の移転で、地元経済の振興を願う。江戸問屋との交渉、実現せず。東問屋の請負が不可避となる。この段階で東問屋は江戸問屋仕入の荷物の「十分の一」を浦賀揚げにするよう出願する。延享四年東問屋の要求通り十分の一浦賀揚げが実現。

幕府が経済破綻にあった東浦賀と地域住民の成立ちを救済したことになり、公権力としての存在、調停機能を果たしたことになる。仕入荷物の一割を東浦賀に割譲するもので、江戸問屋の同意があったとすれば、幕府の関与が考えられる。

参考文献

- 東島誠『公共圏の歴史的創造』(二〇〇〇年)
齋藤純一『公共性』(二〇〇〇年)
横須賀史学研究会編『東浦賀干鰯問屋関係史料』(一九六五年)
『神奈川県史』近世二(一九八三年)
鈴木亀二「近世の東浦賀―干鰯問屋の盛衰を中心に」(一九八一年)
菊地利夫「江戸干鰯問屋と浦賀干鰯問屋の集荷圏の係争に関する政治地理学的研究」(一九六九年)
平川 新『紛争と世論』(一九九六年)
ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換』(一九九四年)